

令和8年6月より要件が緩和！（要介護3以上→要介護1以上） 災害避難時のタクシー利用料を助成

町では、高齢や障がいなどにより避難が困難な避難行動要支援者などが、大雨や台風などの災害発生に備えてタクシーを利用し避難した場合や要支援者の避難を支援するためにタクシーなどを利用した場合に、タクシー料金を助成します。

《 対 象 者 》 ① 紀宝町避難行動要支援者支援制度に登録がある方

② 上記制度の登録対象となる基準を満たす方

（要介護3以上、身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳Aなど）

③ 要介護1以上の方

④ ①～③の方が避難する際に支援する方

《 助 成 対 象 》 指定避難所の開設日から閉鎖日までの期間に、避難所または親戚や友人宅などへ避難した際のタクシー料金

《 助 成 額 》 ・ 一般タクシーの場合は、片道1回当たり上限2,000円

・ 介護タクシーの場合は、片道1回当たり上限3,000円

※実際のお支払金額が上記金額以下の場合は、支払った額を助成

※往復利用の場合は、片道利用の2回までの上限を助成

《 申 請 方 法 》 タクシー利用後に役場福祉課窓口で申請してください

《 必 要 書 類 》 ・ タクシー利用料金がわかるもの

（領収書の写し、振込した履歴が確認できる通帳の写しなど）

・ 振込先の口座がわかるもの（通帳など）

〈お問い合わせ先〉 紀宝町役場福祉課（TEL：33-0339）